

。 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）

改正案	現行
（金融安定化拠出基金） 第九条（略） 2（略） 3 機構は、金融安定化拠出基金の残高が第一項に規定する拠出金の合計額から金融安定化拠出基金を財源として第三条第一項第一号の出資に充てた金額を控除した金額に相当する金額（以下この条において「出資控除後の金額」という。）を下回る場合には、運営委員会の議決を経て、預金保険法第四十一条に規定する一般勘定（第五項において「一般勘定」という。）から、金融安定化拠出基金の金額が出資控除後の金額に達するまでを限り、金融安定化拠出基金に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなす。 4・5（略） （助成金の交付等の条件） 第十二条（略） 一七（略） （削る）	（金融安定化拠出基金） 第九条（略） 2（略） 3 機構は、金融安定化拠出基金の残高が第一項に規定する拠出金の合計額から金融安定化拠出基金を財源として第三条第一項第一号の出資に充てた金額を控除した金額に相当する金額（以下この条において「出資控除後の金額」という。）を下回る場合には、運営委員会の議決を経て、預金保険法第三十四条に規定する業務に係る勘定（第五項において「一般勘定」という。）から、金融安定化拠出基金の金額が出資控除後の金額に達するまでを限り、金融安定化拠出基金に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同条第三号に掲げる業務とみなす。 4・5（略） （助成金の交付等の条件） 第十二条（略） 一七（略） 七の二 債権処理会社は、前号に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて預金保

八〇十（略）

（特別協定）

第十二条の二 機構は、第三条第一項に規定する業務のほか、債権処理会社と協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。次項において同じ。）との合併（以下この条において「特別合併」という。）に関する協定（以下この条において「特別協定」という。）を債権処理会社と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

二〇四（略）

（預金保険法の適用）

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号。以下「特定住專債権等処理法」という。）」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第四十二条第一項中「業務」と

險法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行（次条において「協定銀行」という。）に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託しないこと。

八〇十（略）

（特別協定）

第十二条の二 機構は、第三条第一項に規定する業務のほか、債権処理会社と協定銀行との合併（以下この条において「特別合併」という。）に関する協定（以下この条において「特別協定」という。）を債権処理会社と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

二〇四（略）

（預金保険法の適用）

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号。以下「特定住專債権等処理法」という。）」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第四十二条第一項中「業務」と

あるのは「業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、第四十条の二第二号に掲げる業務及び特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第一百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」並びに特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務」と、同法第六号中「第四十三条」とあるのは「第四十三条（特定住専債権等処理法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

あるのは「業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務（特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」並びに特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務」と、同法第六号中「第四十三条」とあるのは「第四十三条（特定住専債権等処理法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。